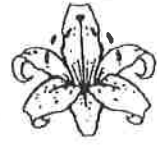


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 5 月 1 日 (金曜日)

定期 第 102 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	○公告	
○規則		特定非営利活動法人の設立の認証申請 (政策・NPO 協働推進課)	283
神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (県土整備・建築指導課)	281	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (政策・NPO 協働推進課)	283
○告示		大規模小売店舗の新設の届出の概要 (産業労働・商業流通課)	284
コイの持ち出しの禁止に係る水域 (環境農政・水産課)	281	開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	284
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項の規定による申出の撤回 (健康医療・医療課)	281	コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)	285
救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)	282		
○監査委員公表			
監査の結果により講じた措置について	282		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

規 則

神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 46 号

神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

神奈川県宅地造成等規制法施行細則 (昭和 37 年神奈川県規則第 52 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は藤沢市」を「、藤沢市及び秦野市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第 191 号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (令和 2 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号) に基づき、水域を次のとおり定め、令和 2 年 5 月 6 日から施行する。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 多摩川の本流及び支流の区域
- 2 鶴見川の本流及び支流の区域
- 3 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点 A B 及び C D の直線から上流の相模川の支流の区域を除く。

点の位置

- 基点 A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端
 - 基点 B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端
 - 基点 C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端
 - 基点 D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端
 - 4 帷子川の本流及び支流の区域
 - 5 大岡川の本流及び支流の区域
 - 6 下山川の本流及び支流の区域
 - 7 境川の本流及び支流の区域
 - 8 引地川の本流及び支流の区域
 - 9 金目川の本流及び支流の区域
 - 10 葛川の本流及び支流の区域
 - 11 入江川の区域
 - 12 滝の川の区域
 - 13 横浜市保土ヶ谷区狩場町 213 の横浜市児童遊園地の池の区域
 - 14 横浜市港北区菊名一丁目 8 の 1 の菊名池公園の菊名池の区域
 - 15 横浜市青葉区もえぎ野 7 番地 1 のもえぎ野公園の池の区域
 - 16 横浜市都筑区中川四丁目 19 の山崎公園の池の区域
 - 17 横浜市都筑区南山田一丁目 5 の徳生公園の池の区域
 - 18 16 及び 17 の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目 27 のくさぶえのみちの水路の区域
 - 19 川崎市中原区等々力 1 番 1 号の等々力緑地の日本庭園の池の区域
 - 20 大和市上草柳字篠山 1, 079 番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びボタルの小川の区域
 - 21 綾瀬市落合南九丁目 339 の綾南公園の池の区域
 - 22 中郡大磯町国府本郷 551 番地 1 の大磯城山公園の不動池の区域
- 神奈川県告示第 192 号

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 一、九三〇円 一箇年 三、五一一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)

発行
横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二二〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三十一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三五〇八

<p>開発区域に含まれる地域の名称</p>	<p>高座郡寒川町小谷 3-867 の 1 の一部及び 3-867 の 12ほか 4 筆</p>
<p>開発区域の面積</p>	<p>553.04 平方メートル</p>
<p>開発許可を受けた者の住所</p>	<p>東京都新宿区高田馬場 3-46 の 25</p>
<p>開発許可を受けた者の氏名</p>	<p>アイディホーム株式会社 代表取締役 久林 欣也</p>
<p>開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)</p>	<p>令和元年 8 月 27 日 神奈川県指令平土第 610037 号 (令和 2 年 2 月 18 日 神奈川県指令平土第 610077 号)</p>

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、コイ (マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。) の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和 2 年 5 月 1 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面 (以下「公共用水面等」という。) で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域 (水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。) においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。

- ① 汚染水域由来でないこと。
- ② 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- ③ コイヘルペスウイルス病に関し、PCR 検査又は LAMP 法で陰性が確認されたコイ群に属すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和 2 年 5 月 6 日から令和 3 年 5 月 5 日まで